

議会改革検討会議報告書

令和8年3月23日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において次の事項について協議を行った結果を、次のとおり報告する。

I 議会報告会の見直しについて

II 神奈川県議会における議員定数等の考え方について

I 議会報告会の見直しについて

1 趣旨

議会報告会は、神奈川県議会基本条例第13条第2項に基づき、議会活動の広報を目的として、県庁舎以外の場所において特別委員会を開き、閉会后に、委員と参加者の意見交換会を行う形式で、平成24年度から開催してきた。

しかし、インターネット中継の開始に伴い、いつでも特別委員会の状況を確認できるようになるなど、議会を取り巻く社会環境が変化している。

また、若年世代の参加者が少なく、年齢構成に偏りが生じている面がある。

こうした中、令和7年4月、県議会は関東学院大学と包括協定を締結し、協定に基づく取組を進めている。

このような状況を踏まえ、議長からの依頼に基づき、議会報告会の見直しについて当会議において協議を行った。

2 協議結果

議会報告会の目的である「議会活動の広報」の重要性は、現在においても変わるところではないが、社会環境の変化等を踏まえ、実施方法等については次の見直しが必要である。

(1) ターゲット層の設定

ア まずは大学生をターゲットに設定

開かれた県議会を目指すには、広く県民に議会活動について知ってもらう必要があるが、次の現状等に鑑み、まずは、大学生をターゲットとして設定すべきである。

- ・ 議会報告会の参加者をみると、年齢構成に偏りが生じており、特に若年層の参加が少ない状況となっている。
- ・ 県議会では、関東学院大学との包括協定を結んでおり、大学との連携が期待できる。

(2) 今後の実施方法

ア 特別委員会と切り離して実施

次の理由から、特別委員会との合同実施はせず、新たな実施方法を検討すべきである。

- ・ インターネット中継（生中継・録画映像）により、いつでも特別委員会の状況を確認できるようになるなど、特別委員会を庁外で実施する意義が低下している。

イ 大学連携の取組を活用

次の理由から、大学連携の取組を活用した方法を検討すべきである。

- ・ 限られた議会日程で、効果的に議会報告会を行うには、その実施目的である「広報」と軌を一にする大学連携の取組と一体的に進めることが効率的である。

（大学連携の取組例）

- ・ 大学生と議員との意見交換会
- ・ 大学が実施するシンポジウムへの議員派遣
- ・ 大学生を対象としたインターンシップ 等

ウ 参加しやすい開催時間帯の工夫

次の理由から、参加者が参加しやすくなるような時間帯（平日夕方など）を検討すべきである。

- ・ 参加者のアンケートにおいて、参加しやすくするよう、開催時間帯を夕方以降にしたらどうかといった意見がある。

エ 柔軟なテーマ・実施形式の設定

次の理由から、毎回、時勢に合ったテーマや実施形式を、柔軟に検討すべきである。

- ・ 議会報告会の参加者の満足度を高めるためには、テーマや実施形式を柔軟に設定することが必要である。
- ・ 実施形式は、近年、外部講師による講演を行った後、パネルディスカッションを行う方法で固定化しており、参加者から、意見交換の時間が少ないなどといった意見が出ている。

（テーマの例）

- ・ 県議会への関心・理解を深める方策について
- ・ 地域課題の解決について（観光・若者・就職など）

（実施形式の例）

- ・ 議員とのグループディスカッション

- ・ シンポジウム
 - ・ 課題解決型のワーキング
 - ・ 議会傍聴とセットで実施
- 等

(3) 実施方法の決定主体

ア 今後は開かれた議会づくりのための広報委員会で決定

議会報告会の実施方法については、社会情勢の変化にあわせた議会活動の積極的な広報を行うため、今後は、「開かれた議会づくりのための広報委員会」において柔軟に決定すべきである。

3 将来に向けて

ターゲット層については、まずは、大学生を対象としつつも、将来的には、広く県民に広報できるよう、「開かれた議会づくりのための広報委員会」において検討すべきである。

II 神奈川県議会における議員定数等の考え方について

1 趣旨

県議会では、前回の一般選挙（令和5年4月執行）に当たり、議員定数等検討委員会における協議を経て、令和4年5月に、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部改正を行った。

次回の一般選挙の執行時期は令和9年と想定されることから、当会議は、議長からの依頼に基づき、議員定数等検討委員会において行われることとなる具体的な定数、選挙区等に関する協議に先立ち、県議会における議員定数等の考え方について協議を行った。

なお、議員定数等を定める際は、最近の国勢調査の結果による人口を用いる必要があるが、令和7年国勢調査の結果は令和8年に公表が予定されている。そのため、当会議では、県人口統計調査結果を用いて協議を行った。

2 協議結果

(1) 総定数の考え方について

ア 常任委員会中心主義

県議会の役割である行財政運営の監視や政策立案などを行うには、広範な分野において高度かつ専門性の高い機能を発揮することが求められることから、県議会では、そうした機能を十分に発揮するため、常任委員会が本会議における審議内容の相当部分を実質的に担う常任委員会中心主義を尊重してきた。

こうした考えの下、現在の総定数は、常任委員会数及び各委員会に配当される委員数を基礎に、算出されている。

本県を取り巻く社会環境として、超高齢社会や本格的な人口減少社会への対応、自然災害、デジタル化の加速、世界的な脱炭素化の潮流などがあり、このような様々な変化や課題に対応するために、県の果たすべき役割は増加傾向にある。

常任委員会では、付託議案の審査を行い、本会議では、その審査結果のとおり諮ることとしている。それに加え、広範な県政課題についても、専門的な調査を行っている。こうしたことから、依然として常任委員会の役割は大きい。

イ 常任委員会数、各委員会に配当される委員数

県に対する行政需要が増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中においても、現状の常任委員会数・各委員会に配当される委員数で、付託議案の審査及び広範な県政課題についての専門的な調査を行うことができている。

ウ 令和7年国勢調査の結果を見据えた検討

県人口統計調査結果から推計すると、次回（令和9年）の一般選挙に向けては、県人口が微減傾向となることが見込まれるが、依然として常任委員会の役割は大きく、これまで、適切にその役割を果たしてきたこと等を踏まえると、総定数については、現状を前提とした検討を行うことが適当であると考ええる。

（2）選挙区の考え方について

ア 地域代表的性格を支える選挙区のあり方

〔県議会議員の性格と本県の地域特性〕

県議会議員は、県民全体を代表する立場であると同時に、特定の選挙区から選出された地域代表としての性格を有している。

本県は、3つの指定都市、歴史や文化に彩られた街、豊かな自然などが所在し、利便性と歴史・文化・自然といった多彩な風土や背景を併せ持った地域である。

〔選挙区のあり方〕

選挙区の変更を行う場合にあっては、県議会議員の地域代表的性格と本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、様々な地域的差異がある本県の実情に即して、なるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求していくべきであると考ええる。

イ 周知期間

これまで、選挙区のあり方に重要な変更を行う場合には、選挙民の利益等を考慮し、少なくとも1年程度の周知期間を設ける必要があるとしてきた。

しかし、令和7年国勢調査結果の確定値については、令和8年秋頃に公表される予定であるため、1年程度の周知期間を設

けることはできない。

そのため、令和7年国勢調査結果の確定値が公表され次第速やかに、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を改正し、できる限り長く周知期間を設けるべきと考える。